

当社の支払い手段について

当社では、約束手形による支払に代わり、電子記録債権による支払を開始いたしました。電子記録債権による支払いをご希望のお取引先様につきまして、次ページの「e-Noteless資料請求」用紙を記入後、FAXにて当社まで送付頂きますようお願いいたします。

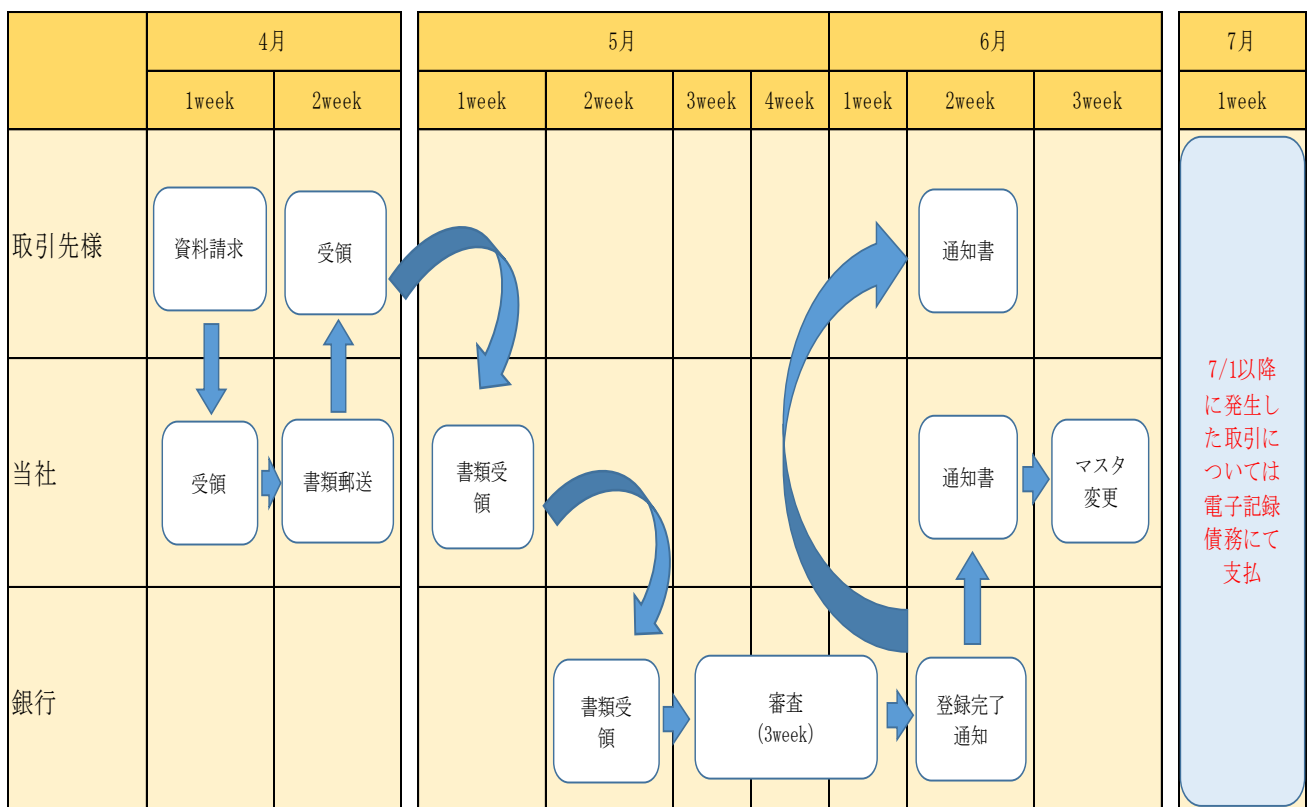
電子記録債権とは

電子記録債権は、「電子債権」とも呼ばれ、2008年12月施行の電子記録債権法により、事業者の資金調達の円滑化等を図るために創設された新しい種類の金銭債権をいいます。これは、**電子債権記録機関**の記録原簿への電子記録をその発生・譲渡等の要件とする、既存の指名債権や手形債権などとは異なる新たな金銭債権となっています。

(金融庁HP 電子記録債権法の概要について:<http://www.fsa.go.jp/access/19/200707d.html>)

電子記録債権の取引までの流れ

変更手続きフロー (イメージ)



当社で採用している利用電子記録債権:みずほ信託銀行「e-Noteless」

以上

FAX

e-Noteless 資料請求

●FAXをお送りいただいてから、資料を送付するまで1週間程かかります。

記入頂いた情報の取
り扱いについて

- ご記入頂いた情報のうち、貴社名・事業署名・代表社名・登記上の本店住所をみずほ銀行もしくはみずほ信託銀行に提出させていただきます。
- ご連絡先は、当社から貴社宛にご連絡が必要な場合に使用させていただきます。

ご記入日	年	月	日
------	---	---	---

該当欄にチェックを入れてください。

資料請求	<input type="checkbox"/> e-Notelessを既に行っている		
	<input type="checkbox"/> e-Notelessを行っていない/他の電債を利用中		
貴社名	フリガナ)		
事業所名			
代表者名			
登記上の本店住所	郵便番号	-	
		都県 府道	市郡 区
ご連絡先	部署名		
	担当者名		
	TEL	()	
	FAX	()	
資料送付先※	郵便番号	-	
		都県 府道	市郡 区

※登記上の住所と異なる場合のみご記入ください

FAX送付先 03-6862-8711

お問い合わせ先
日鉄住金環境株式会社 財務部経理室
TEL 03-6862-8707